

平成26年度 事業計画

平成26年3月 一般財団法人 東京都母子寡婦福祉協議会

運営の基本方針

本協議会は、都内のひとり親家庭・寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な事業及び相互交流の事業を行い、都内のひとり親家庭・寡婦の福祉増進を図ることを目的として活動を展開する。

本協議会は、平成25年4月一般財団法人に移行した。新法人移行への移行に当たり事業の一層の充実を図るとともに、あわせ、諸規程の改正や収益事業の増収など財務についても整備を進めていく。

I 実施事業等

ひとり親家庭等支援事業【継続事業】

1 東京都ひとり親家庭支援センター事業（東京都委託事業）

東京都ひとり親支援センター事業として、就業支援サービスのほか各種相談事業を実施する。

※法人事務所（飯田橋セントラルプラザ5階）「はあと」では、生活相談、養育費相談、面会交流支援事業を行う。

※東京しごとセンター内の「はあと飯田橋」では、就労支援事業を行う。

※立川市の「はあと立川」では、在宅就労支援プログラムを実施する。

（1）就業相談等事業

就業相談・無料職業紹介事業、相談支援員研修会、就業支援講習会を実施する。

① 就業相談・紹介

相談者が主体的に課題解決や求職活動ができるよう、専門の就業相談員による電話や面接による相談を行う。相談は年末年始を除く通年実施している。日曜日は、東京しごとセンターの休館日のため、はあと事務所（飯田橋セントラルプラザ5階）への電話転送により相談対応する。

・相談日等 月・水・金・土 9時から16時30分
火・木 9時から19時30分
日 9時から16時30分（セントラルプラザに電話転送）

② 就業促進活動

ひとり親の母等の企業等への雇用促進の啓発や求人開拓を行い、求職者を就業に結び付ける。就業関係機関等との情報交換や連携を密に就業の促進をはかる。

③ 就業者・企業フォロー、メルマガ配信等

A) 求人案件獲得のための企業への働きかけを行う。

B) 就業情報提供の利便性の向上のためのメールマガジンの発行やホームページの充実を図る。

④ 相談支援員研修会

母子自立支援員や相談関係者、自立支援プログラム策定員等と情報を交換し支援者にとって必要な知識技術等を習得できる研修会「相談支援員研修会」を実施し、相談員の資質向上、相談支援機関の連携を図る。

・対象者：母子自立支援員、民生・児童委員、母子生活支援施設相談員、子ども家庭支援センター相談員、民間相談機関相談員、母子相談の家でんわ相談員等

・開催回数：年5回 各50人程度

⑤ 就業支援講習会

ひとり親家庭の母等の就業のためにはパソコンの基本的操作は必須となっている。ワード・エクセルの基本操作（初級コース）に加え、ビジネス文書の作成（ワード）、表計算の作成（エクセル）ができる力をつける応用コースを設ける。

1回 20人 延べ200人

1回は、1日 午前9時から午後4時までの6時間×3日間（計18時間）

年間 10回

※本協議会は、「とぼきょう無料職業紹介所」の許可を得ており、法人事務所「はあと」及び東京しごとセンター内の「はあと飯田橋」の2つの事業所を登録している。特定求職者雇用開発助成金の申請も行っている。

（2）生活相談事業

仕事や育児に追われ、様々な問題を抱えながら、身近なところの相談相手を必要とするひとり親家庭の親など（離婚前相談含む）に対し、相談を実施する。

- ・ 相談日は通年（年末年始を除く）相談員を配置して行う。
- ・ 受付時間は午前9時から午後16時30分までとし、面談による相談も受けける。

（3）養育費相談事業

- ①一般相談： 離婚後の子供の養育費に関する相談（電話や面談による一次的相談）
- ②専門相談： 専門相談員による予約制の面談及び電話による相談を年間100日間程度実施する。
- ③ 家庭裁判所等同行支援:相談員又は専門相談員は、必要に応じて書類作成等の技術的支援や精神的支援を行う。

（4）面会交流支援事業

平成24年4月1日、民法の一部改正（766条）により、父母が離婚をするときに、子供の面会交流と養育費について夫婦間で取り決めを行うことが明記された。

離れた親と子が面会交流を希望し、所得水準等が対象範囲の場合は、必要に応じて面会交流の実施を支援する。

- ① 対象者：
 - ・ 中学生までの子供のいるひとり親家庭の者
 - ・ 子供と同居している親については、都内に住所を有すること
 - ・ 子供と同居していない親については、必ずしも都内に住所を有することは要しないが、本交流支援事業において、都内で行う面談や実際の交流に来ることができることが必要
 - ・ 子供と同居している親、同居していない親双方が以下の条件を満たすこと
 - A) 児童扶養手当受給相当の年収であること
 - B) 双方に面会交流を実施する旨の合意がされていること
 - ・ 子供の連れ去り、配偶者暴力などのおそれがある場合は対象とならない。
 - ・ 過去に本事業の対象となった者は再度の申込はできない
- ②回数 原則として1か月に1回まで、申込日より1年間は面会交流支援を受けられるものとする。
- ③支援内容 申込者の収入等の資格審査後、対象者には父母それぞれに事前面談を行い、日程調整等面会交流当日の調整を行う。

(5) 相談対応力向上事業

本会の相談員の相談対応能力向上のため、研修を実施し相談員のスキルアップをはかり、相談者に還元する。

2 「母子相談の家」電話相談事業（自主事業）

地区母子会長等がピアカウンセリングの役割を担当し相談を受ける。

- ・ 毎月第1及び第3土曜日（年末年始及び祝日を除く）、法人事務室（セントラルプラザ）において午前10時から午後4時まで電話による相談を実施する。

3 連絡提携事業（自主事業）

当法人と都内の地区母子会との情報交換、交流、地区母子会相互の交流等を行う。また、関東地区母子寡婦福祉団体、全国団体との連携を図る。

- (1) 地区母子会会長会、地区ブロック交流会、地区母子会と当法人、地区母子会間での情報交換、交流会を行う。
- (2) 機関紙「ひとり親 Tokyo」の発行・ホームページによる情報提供
 - ・ 機関紙を発行し、地区母子会の他母子自立支援員等行政関係者等に配布し、ひとり親家庭への情報提供を行う。
- (3) 地区母子会の無い地域での母子会の再建のために、当該地域に「連絡員」を配置し、地区母子会の再建を図る。
- (4) 「地区母子会の会員獲得のための交流会への助成」及び「地区母子会会員の資格取得に対する祝金支給」については、地区母子会を活性化する方向で見直しを検討する。
- (5) 関係団体との連携
 - ・ 関東地区母子寡婦福祉研修大会、全国母子福祉団体研修会に参加する。
 - ・ 関東地区母子寡婦福祉研修大会の参加費の助成

4 東京ムーヴ事業（自主事業）

都内のひとり親家庭を対象とした研修事業、親子交流事業等を行う。レクリエーションや研修会などを通して、ひとり親家庭の者同士が手をつなぎ、「語り合う」、「学び合う」、「情報を得る・発信する」の3つの視点から具体的な活動を行い、相互啓発による「共

生力」を養っていく。また、子ども達には楽しい遊びの場を提供する。

※子供が20歳未満であるひとり親とその子供を対象者とする。

- (1) 交流事業 レクレーション、体験活動、イベント等
- (2) 研修事業 親子のコミュニケーションや就業に役立つ内容等の研修を行う。
- (3) 企業やNPO法人など他団体との連携により支援を図る。

5 企業等からの支援事業（自主事業）

ひとり親の母等に対する就労支援の動きが社会的に大きくなっている中で、企業等からの支援の申し出がでてきている。これらの動きを受け止め、都母協としての事業の柱の一つに育て行く。

- (1) ジョンソンエンドジョンソン株式会社の支援
 - ・キャリア形成に関するセミナー
 - ・PCスキルアップセミナー
 - ・就職向け交流会 等
- (2) ゴールドマンマンサックス社の支援（H26年度新規事業）
 - ・登録された30名程度のひとり親の母等に対し、継続的な就労支援を行う。
- (3) その他の支援
 - ・三菱商事（自然教室への招待）等企業等によるひとり親家庭への招待イベントに取り組む。

II その他事業

【1】在宅就業支援事業（東京都委託事業）

ひとり親が、IT技術の習得により子育てと仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業できる能力の獲得に向けたプログラムを実施する。能力開発、業務の開拓、仕事の品質管理、相談支援等を行っている。

実施場所は、はあと立川（立川市曙町2-34-6小杉ビル内）

（1）在宅就業支援研修

①基本研修（6か月）でパソコンの基礎、在宅就業に必要な知識の習得をする。

②実践研修（6か月）でWeB作成やITビジネス等の専門分野のスキルを習得する。

（2）在宅就業相談 都民及び事業者から在宅就業に関する相談を行う。

（3）仕事と家庭の両立相談 ひとり親からの仕事と生活に関する相談を行う。

（4）業務開拓 在宅就業を発注する事業者の開拓等を行う。

（5）在宅就労を希望するひとり親の母等と在宅就労を発注している企業とのマッチングを目的とした「在宅就労フェスタ」を実施する。

（6）ひとり親家庭に育つ子供の学習支援事業

①在宅就業支援事業の付帯事業として「ひとり親家庭に育つ子供の学習支援事業」を実施する。（平成26年度まで、平成27年度以降は未定）

②貧困の再生産を食い止めるため、子供の健全育成と将来の自立に向けた支援として、学力向上にとどまらず、自己肯定感の向上や生活リズムの改善、家族・友人関係の変化など子供・家庭への変化をもたらすことを目標とする。ひとり親家庭の親の悩みに寄り添う専門性を有するため、ファミリーソーシャルワークの立場から子供支援を行う。

③学習塾方式の内容

- ・ 対象者：中学3年生までのひとり親家庭の子供
- ・ 規模等：20人×2クラス程度の学習塾形式で年24回実施する
- ・ 実施方法：学習ボランティアを派遣し調整する
- ・ 場所：はあと立川のPC教室

④家庭教師派遣方式 - 平成26年度から学習塾方式に加え、新たに家庭教師派遣方式を実施する。詳細について、早急に検討する。

【2】東京都ひとり親家庭私立高等学校等入学金貸付の償還に関する事業（東京都補助事業）

ひとり親家庭の児童の進学を支援するため、昭和59年度から平成16年度まで行ってきた資金貸付の償還事務を円滑かつ適正に実施する。

- ①資金の貸付に基づく、償還に関する事務を行う。
- ②戸別訪問調査を引き続き行い、償還の促進を図る。
- ③平成18年度から、「東京都ひとり親家庭私立高等学校等入学金貸付の償還に関する事務処理検討委員会」を設置し、未償還者に対する償還促進に取り組んでいる。

【3】フォローアップ事業（自主事業）

就業に必要な実践的な内容を、相談者各人に、よりフィットした支援を小回りの利く形式で推進し、就業を支援していく。支援する相談員もさらに質の高い支援に努めている。

①パソコンフォローアップ塾

- ・ ITボランティアによるパソコンのスキルアップ
- ・ 午前9時30分～午後12時 を2日間
- ・ 年間5回 場所セントラルプラザ5階法人事務所内

【4】収益事業（自主事業）

法人事業の自主財源となる収益を確保し、事業運営の経費に充てるため、母子及び寡婦福祉法に基づき、売店の経営及び自動販売機の運営等の事業を行う。

- ・ 自動販売機 55台(28施設)

【5】国立市相談事業（受託事業）

国立市からの受託事業で、国立市ひとり親相談日（平日夜間・月2回）に相談員を派遣する。

実施場所は国立市役所内相談室。